

第11回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月19日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和 2 年 11 月 19 日（木）午後 2 時 00 分～ 3 時 15 分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員（13 人） 会長 17 番 越雲 宏、職務代理者 9 番 石川 実、1 番 金子 博、3 番 荒井喜代子、4 番 鈴木 秀之、6 番 齋藤 勉、7 番 栗野 育夫、12 番 滝田 功、13 番 栗田 義之、14 番 塩野目富夫、16 番 興野 礼子、18 番 堀江 恒夫、19 番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員（6 人）2 番 栗野 隆夫、5 番 関 閣夫、8 番 増子 謙一、10 番 中山 忠夫、11 番 久郷 義美、15 番 小川 祥一 各委員</p> <p>5. 出席推進委員（1 人） 3 番 水井 忠 推進委員</p> <p>6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る変更申請について 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 5 議案第 4 号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第 6 議案第 5 号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第 7 議案第 6 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 2 年 第 11 回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（越雲）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日の欠席委員は、2 番 栗野 隆夫、5 番 関 閣夫、8 番 増子 謙一、10 番 中山 忠夫、11 番 久郷 義美、15 番 小川 祥一委員の 6 名で、出席委員は、19 名中 13 名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、1 番 金子 博 委員、16 番 興野 礼子 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、3 番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
3 番 荒井 喜代子 委員	11 月 8 日、早乙女推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、白菜、ネギ、大豆。農業従事年数(経験)及び農業形態、65 年。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、米麦用乾燥機。取得地への通作距離、約 2.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、4 番 鈴木 秀之 委員をお願いします。
4 番 鈴木 秀之 委員	11 月 8 日、古家推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの

<p>(4番 鈴木 秀之 委員)</p>	<p>報告となります。主たる経営作物、水稻、雑穀、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ。取得地への通作距離、約1.0km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、9番 石川 実 委員にお願いします。</p>
<p>9番 石川 実 委員</p>	<p>11月15日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約41年。第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、耕運機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、5番について、12番 滝田 功 委員にお願いします。</p>
<p>12番 滝田 功 委員</p>	<p>11月11日、羽石推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
	<p>11月14日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ソバ。農業従事年数及び農業形態、約25年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、去年の台風水害で被害に遭い農機具なし。取得地への通作距離、約1.0km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、</p>

<p>(12 番 滝田 功 委員)</p>	<p>問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 6 番について、13 番 栗田 義之 委員にお願いします。</p>
<p>13 番 栗田 義之 委員</p>	<p>11 月 12 日、石崎推進委員と受人の●●●氏で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 6 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、花木。農業従事年数及び農業形態、約 37 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、乾燥機・糶摺り機。売買される土地は大金ニュータウンの中にある農地で水田をやりたいが、水がこないの、果樹をやりたいとの事です。取得地への通作距離、約 9 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 7 番、8 番について、14 番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>14 番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>11 月 8 日、池澤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 7 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。専業農家。会社を辞めて、少しアルバイトをしながら、農業をやるということです。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約 1.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
	<p>11 月 8 日、池澤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案 1 号、整理番号 8 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約 0.7 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、</p>

(14 番 塩野目 富夫 委員)	問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 9 番について、18 番 堀江 恒夫 委員にお願いします。
18 番 堀江 恒夫 委員	11 月 10 日、澤村推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 9 のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、雑穀、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 30 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、耕運機、軽トラ。取得地への通作距離、約 1.0 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30 アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	休憩いたします。(午後 2 時 25 分)
	再開いたします。(午後 2 時 30 分)
19 番 塩野 哲男 委員	整理番号 1 番について、受人の年齢が 80 歳の高齢であるので、後継者がいるのか確認したい。
3 番 荒井 喜代子 委員	孫が後継者です。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、

<p>(議長)</p>	<p>申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (糸井)</p>	<p>< 議案第 2 号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (雫)</p>	<p>議案第 2 号について説明させていただきます。本件は、過去に農地転用許可を受けた土地につきまして、転用事業者が目的を達成することが困難となったため、転用事業者および転用事業者に代わって転用を希望する承継者から、事業計画変更の申請があったものです。また、事業承継の場合、土地の権利の設定について、承継者は第 5 条第 1 項の規定による許可を必要としますので、議案第 3 号、整理番号 5 において議題とさせていただきます。本件の申請人、申請地等は、議案第 2 号、整理番号 1 のとおりです。申請地は、昭和 54 年 7 月 30 日付けで株式会社●●●が貸住宅建設を目的とする農地法第 5 条許可を受けておりますが、時勢の変化や資金繰りの関係により、未着工のまま現在に至っております。株式会社●●●は、今後も貸住宅の建設をする意志がないために、●●●氏が承継者として太陽光発電設備の設置を計画し、計画変更申請に至りました。この後に、調査委員による報告がありますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、19 番 塩野 哲男 委員にお願いします。</p>
<p>19 番 塩野 哲男 委員</p>	<p>この用途変更については問題ないです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。地元委員である 12 番 滝田 功 委員、ご意見、ご質問等ありますか。</p>
<p>12 番 滝田 功 委員</p>	<p>変更申請については、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>本日、農地最適化推進委委員の水井氏が出席しておりますので、意見をお聞きしたいと思います。</p>
<p>3 番 水井 忠 推進委員</p>	<p>現地の境界目印など、詳細がはっきりしていれば、問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>< 他に質疑なし > 上程中の議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る変更申請について」 は、次に上程する議案第 3</p>

(議長)	号整理番号 5 関連案件ですので、その案件が許可された上で承認することとしてよろしいか伺います。
議長	<p style="text-align: center;">＜ 異議なしの声 ＞</p> <p>異議なしと認め、この案件に関しましては、議案第 3 号整理番号 5 において、その計画が実施可能であると許可された場合には、この案件も同様に承認するというように決定いたしました。続きまして、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局 (糸井)	<p style="text-align: center;">＜ 議案第 3 号 議案書の朗読 ＞</p>
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番について、3 番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
3 番 荒井 喜代子 委員	<p>11 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 1、2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社●●●支店。農地区分、農用地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで田、西が青地・水路を挟んで田、南が水路を挟んで田、北が鉄軌道用地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定 一時転用 4 か月。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し総合建設業を行っているが、今般、●●●工事について工事に必要な作業場の用地を探したところ、施工区域近くの当該地を借りられることになり申請に至った。転用面積 1,194 m² 土木シートの上に鉄板を敷設して利用。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、事業者により原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、道路占用については都市建設課と協議済、許可見込みあり。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 3 番、4 番について、7 番 栗野 育夫 委員をお願いします。
7 番 栗野 育夫 委員	<p>11 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が水路を挟んで畑、北が宅地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定 20 年。転用計画、転用事業者は、太陽光発電事業を行っている</p>

<p>(7 番 栗野 育夫 委員)</p>	<p>が、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,721 m² 太陽光発電設備の設置。売電価格 14 円。構造等、パネル 390 枚、周囲フェンス設置、入口南側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資見込証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済 該当なし。調査の結果、周辺は周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われるます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が崖と原野、西が道を挟んで宅地、南がそば畑、北が道を挟んで宅地と栗が植栽されている。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面 476 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 118 枚、周囲フェンス設置、入口 西側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済 該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われるます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 5 番、6 番について、19 番 塩野 哲男 委員にお願いします。</p>
<p>19 番 塩野 哲男 委員</p>	<p>11 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、法人と役員。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が宅地・雑種地。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定 20 年。転用計画、転用事業者は、自身が役員を務める会社が所有する土地を借り受けて太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 514 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 144 枚、周囲フェンス設置、入口 東側。管理計画、自身にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、継続して利用する予定。資金関係の証明、銀行と調整中で、融資されると聞いたのですが、まだ提出されていません。事業着工の時期、許可後早々にとありますが、資金面の証明がない限り、許可ができないと思いますので、資金証明が提出されましたら、許</p>

<p>(19 番 塩野 哲男 委員)</p>	<p>可するというかたちがいいと思います。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済 該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が道を挟んで畑、北が宅地・道を挟んで畑。同意書、有。権利の移転、設定 使用貸借権の設定 30 年。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で両親と妻と 3 人の子と同居しているが、子の成長に伴い家が手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について父から借りられることになり申請に至った。転用面積 320 m² 一般住宅 木造 2 階建。建築面積 54.65 m²、進入路 東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し水路に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果通知により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可早々。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済 該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、整理番号 5 を除いて、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番、6 番については、申請の通り許可する事に決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番、6 番は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続いて、整理番号 5 について審議を行いたいと思います。</p>
<p>7 番 栗野 育夫 委員</p>	<p>前の事業を完了できなかったんですね。今回も資金証明が出されていない曖昧な状態ですので、塩野委員が言うように、計画変更と今回の 5 条を併せて、資金証明が金融機関から出た時点で許可するという条件付き許可がよろしいかと思</p>

(7 番 栗野 育夫 委員)	います。
事務局 (雫)	先ほど水井推進委員からございましたが、17 日の現地調査の際に、境界の目印がありませんで、後日目印をはっきりさせて、写真を提出してもらいたいという話が出たところです。こちらの写真が昨日提出されましたので、本日午前に事務局で確認してまいりました。当日の担当委員には写真をお配りしましたが、確認したい方は後ほどお渡しいたします。
議長	以上を踏まえまして、整理番号 5 番については、資金証明が金融機関から出た時点で、議案第 2 号の計画変更と今回の第 4 号については申請を許可することによろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	金融機関の融資審査結果通知により事業を完了させるために必要な資金の裏付が確認できたら、許可することといたします。続きまして、日程第 5 議案第 4 号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、4 番 鈴木 秀之 委員にお願いします。
4 番 鈴木 秀之 委員	11 月 8 日、古家推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号、整理番号 1 のとおりです。空き家バンク登録状況、未登録。(登録予定住所を説明。) 添付書類の案内図、有。登記簿謄本、有。公図 写し、有。農地の現況状況、今の状態は、●●●に住んでいますが、月に 2 回ほど帰って来ています。近くのトラクターを持っている人にならしていただいて、農地はきれいな状態になっています。耕作は可。面積要件、計 30 アール未満、可。1,095 m ² 。その他、登録予定住所に接していない農地、無。耕作に支障を生ずるおそれは、無。指定申請理由、申請人の実家であるので、時々帰郷し、空き家と農地を管理していたが、諸事情により管理及び農地利用が困難となったため、空き家及び所有している農地を処分したいとの考えに至り、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第 4 条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、14 番 塩野目 富夫 委員にお願いします。

14 番 塩野目 富夫 委員	<p>11月8日、池澤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第4号、整理番号2のとおりです。空き家バンク登録状況、登録済。（登録住所を説明。）登録年月日、平成31年4月16日。登録番号、31-16 添付書類の案内図、有。登記簿謄本、有。公図 写し、有。農地の現況状況、今の状態、一部はきれいになっているが、ある一部はクズフジが生えているので、すぐに耕作はできないと思われます。面積要件、計30アール未満、可。2,806㎡。その他、登録住所に接していない農地、登録住所地から約500m西に位置する農地は角地で、使い勝手の良い場所にあるので、耕作に支障を生ずるおそれは、無。指定申請理由、申請人は昨年住居を空き家バンクに登録をしており、農地付き空き家バンクの制度を知り、所有している農地もともに処分したいとの考えに至り、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第4号「空き家に付属した農地の指定申請について」は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第5号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>整理番号1番について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
7 番 栗野 育夫 委員	<p>11月8日に、秋元推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は、議案第5号整理番号1号のとおりです。調査方法、秋元推進委員と現地と関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和45年「河川法による河川区域内の土地」に指定、明治41年売買により祖先が取得後、平成24年、父から相続。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は20年以上前から竹藪の状態であり、不耕作のまま現在に至る。直近の利用状況調査結果、</p>

(7 番 栗野 育夫 委員)	該当なし。周辺農地への影響等ほかは、すでに河川敷でありますので問題なし。総合意見、調査の結果、農地への復元が著しく困難である「B分類」と思われ、農業委員会が「非農地」と判断し、その旨を通知することは相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第 5 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第 5 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようですので、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに決定いたしました。次に、日程第 7 議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第 6 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第 6 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）については、新規 1 件 更新 45 件です。利用権の設定を受ける者 21 名、利用権を設定する者 41 名です。利用権の設定面積は、171,507 ㎡です。令和 2 年度 累計は、652,597 ㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和 2 年 11 月 30 日公告予定です。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

18 番 堀江 恒夫 委員 議長	確認したいのですが、35 番の賃借料の 10 アール当たり 900 円というのがあるのでしょうか。 ●●●土地改良費相当を支払うということで、10 アール当たり 900 円で申請になっています。
18 番 堀江 恒夫 委員 議長	わかりました。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 7 議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 223 号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
	以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。 (午後 3 時 15 分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 11 月 19 日

議 長

1 番

16 番